

## トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・ 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース)

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者で、離職期間が3か月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者に対して、試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成するものであり、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

### 対象となる措置

#### 1 対象事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 「雇用関係助成金に係る共通支給要件」（16ページ参照）の要件を満たすこと。
  - (2) 対象労働者との間で、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前から雇用の内定（予約）がないこと
  - (3) 対象労働者に対して支払われるべき賃金が、支払われていること
- ※上記以外にも要件があります。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

#### 2 対象労働者

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの対象労働者

以下の①～⑥いずれにも該当すること

①	常用雇用を希望している者であって、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用制度を理解した上で、新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること
②	紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望している者
③	紹介日において、離職している者 ※1
④	紹介日において、自ら事業を営んでいない者または役員等に就いていない者
⑤	紹介日において、学校に在籍していない者
⑥	紹介日において、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース及び新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースのトライアル雇用期間及び一般トライアルコースにおけるトライアル雇用期間中でない者

※1 日々雇用労働者、シフト制労働者及び登録型派遣労働者で、勤務日数・勤務時間が減少している方は、トライアル雇用の対象者に含まれます。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの対象労働者  
以下の①及び②いずれにも該当すること。

①	常用雇用（短時間労働）を希望している者であって、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用制度を理解した上で、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用による雇入れについても希望しているものであること
②	(1) ②～⑥のいずれにも該当する者

### 3 雇入れの条件

対象労働者を次の(1)～(3)の条件によって雇い入れること。

(1)	ハローワーク等に提出された求人に対して、ハローワーク等の紹介により雇い入れること。 ※派遣求人はトライアル雇用の対象とはなりません。
(2)	原則3か月の新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用または新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用をすること ※事業主と対象労働者との合意により期間を短縮しても差し支えありませんが、支給金額はトライアル雇用を実施した月数分が上限となります。
(3)	1週間の所定労働時間が、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの場合は30時間以上、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は20時間以上30時間未満であること

## 支給額

各コースは、支給対象者の新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る雇入れの日から1か月単位で最長3か月間（以下「支給対象期間」という）を対象として助成が行われます。

	支給対象者 1人当たりの月額	支給上限額	上限額の計算式
新型コロナウイルス感染症 対応トライアルコース	4万円	12万円	トライアル雇用期間 3か月×4万円
新型コロナウイルス感染症 対応短時間トライアルコース	2.5万円	7.5万円	トライアル雇用期間 3か月×2.5万円

※若年者（35歳未満）又は女性を建設労働者としてトライアル雇用を行い、トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース又は新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主は、「若年・女性建設トライアルコース」の上乗せ支給を受けることができます。（上記各コースと同額）

ただし、トライアル雇用期間中に、以下の事情等がある場合は、支給対象期間中に実際にトライアル雇用として就労した日数に基づいて計算した割合に応じて、下表の支給額のとおり支給します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・トライアル雇用の支給対象期間中に常用雇用へ移行した場合</li> <li>・支給対象者が支給対象期間の途中で離職した場合</li> <li>・トライアル雇用事業主の都合による休業があった場合 など</li> </ul> |
|---|

【計算式】

$$A = \frac{\text{支給対象者が1か月間に実際に就労した日数}}{\text{支給対象者が当該1か月間に就労を予定していた日数}}$$

【表】

割合	新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの場合	新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合
75% ≤ A	4万円	2.5万円
50% ≤ A < 75%	3万円	1.87万円
25% ≤ A < 50%	2万円	1.25万円
0% < A < 25%	1万円	0.62万円
A = 0%	不支給	不支給

## 求人申し込みから受給までの流れ

本助成金の制度活用から受給までの流れは以下のとおりです。

### 1. 求人申し込み（5ページを参照）

管轄のハローワーク等へ「トライアル雇用併用求人」として求人票を提出してください。



### 2. ハローワーク等の紹介

トライアル雇用対象者をハローワーク等の紹介で採用してください。  
※トライアル雇用併用求人のため、対象者以外の紹介も行います。



### 3. 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等実施計画書の提出

トライアル雇用開始日（採用日）から **2週間以内** に紹介状を作成・交付したハローワークへ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等実施計画書 を提出してください。



### 4. 常時雇用移行へ向けた取組みの実施

トライアル雇用期間中、常用雇用以降へ向けた助言や業務指導を行ってください。



### 5. 終了にあたっての常用移行等に関する助言・指導

トライアル雇用終了にあたって、トライアル雇用対象者と話し合い、常用雇用への移行の有無を決定してください。



### 6. 結果報告書・支給申請書提出

トライアル雇用終了後、**2か月以内** に「新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等結果報告書兼新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース支給申請書」を事業所管轄ハローワークに提出してください。



### 7. 支給・不支給決定

審査を行い、支給及び不支給の結果通知を行います。  
支給の場合は、指定の口座に助成金が振り込まれます。